

議案第 4 号

京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関して、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市職員の育児休業等に関する条例（平成16年京丹後市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市職員の育児休業等に関する条例(平成16年京丹後市条例第57号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市職員の育児休業等に関する条例	京丹後市職員の育児休業等に関する条例
平成16年4月1日 条例第57号	平成16年4月1日 条例第57号
第1条～第6条　（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	第1条～第6条　（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第7条　（略）	第7条　（略）
2　給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（ <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u> ）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	2　給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u> </u> のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
第8条～第23条　（略）	第8条～第23条　（略）
	<u>附　則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>